

農業委員会名簿

出席席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	渥 美 誠	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	辻 義 則	
出席	副 会 長	伊 藤 豊	
出席	委 員	鷺 野 則 美	
出席	委 員	服 部 貢	
出席	委 員	浅 井 佐智子	
出席	委 員	三 輪 時 広	
欠席	委 員	大 橋 一 之	
出席	委 員	加 藤 博 由	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
欠席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	沖 龍 彦	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	清 水 直 樹
課長補佐（事務担当）	伊 藤 光
主 査（事務担当）	藤 田 佳 久
主 事（事務担当）	礪 川 湧 生
主 事（事務担当）	植 松 佑 太

発言者	内 容
	<p>1. 開催日時 令和5年3月20日（月） 午前9時00分から午前9時20分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室</p> <p>3. 出席委員（13人）別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員（2人）別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第 32号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第 33号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 決定第 12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 5 専 決 報 告 1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 3. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 4. 現況証明願</p> <p>日程第 6 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>6. 農業委員会事務局職員（5人）別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 伊藤 光 主査 藤田 佳久 主事 礪川湧生 植松 佑太 である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会（午前9時00分）</p> <p>事務局長 定刻となりましたので、只今より、令和5年3月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により渥美会長さんをお願いします。 会長さん宜しく申し上げます。</p> <p>会長 《会長あいさつ》</p>

<p>会長</p>	<p>それでは、本日の出席者数は（15名中13名）で、定足数に達しておりますので、只今より3月定例農業委員会を開会します。</p> <p>審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声》</p> <p>それでは、 議席番号 8番 加藤博由委員 議席番号 9番 伊藤里海委員</p> <p>を指名しますので宜しくお願いします。</p> <p>それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。</p> <p>議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・4件 議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・8件 決定第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる当委員会の決定について・・・・・・・・・・29件</p> <p>専決報告 1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・・・13件 2. 農地法第4条第1項第8号の規定による届出・・・・・・1件 3. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出・・・・・・5件 4. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2件</p> <p>報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・・・3件</p> <p>それでは、議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請4件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》（1番から4番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）</p> <p>以上、4件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第32号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請4件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>

<p>会長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請8件について審議をお願いします。なお、議案番号1番については、総会規則第17条の「議事参与の制限」に該当します。まず、議案番号1番の審議をおこないます。関係委員は退席をお願いします。</p> <p>《関係委員 退席》</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、離婚後、子ども1人と住所地の賃貸アパートで生活しております。子どもも独立したスペースが必要となり、現在のアパートでは手狭になってきました。実家には父と兄夫婦、兄の息子夫婦とその子どもが居住しております。実家の父及び申請者は所有する土地がなく、住宅が建築できる場所を探しましたが、なかなか希望する土地が見つからず、幸い、申請地の農地を売却してもよいと提案されました。申請地は実家にも適度に近く、親族助け合って生活していくことができます。今般の申請にて申請地を買い受け、分家住宅を建築する計画です。</p> <p>以上、1件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案番号 1番 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
<p>会長</p>	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>それでは関係委員に入ってもらって下さい。</p> <p>《関係委員 着席》</p>

会長	<p>続きまして、議案番号 2 番から 8 番 について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(2 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は大井町で中古自動車販売業を営んでおります。また、オークション等で購入した中古車を改修し、キッチンカーの製作も行っています。近年では、半導体不足等の影響を受け、新車価格の高騰や納期の遅れ等により中古車市場に人気が集まっている事や、コロナ禍でのキッチンカー人気に伴い受注が大幅に増加しています。このような増加するニーズに対応するための新たな車両置場、販売車の集荷等に使うキャリアカー積み下ろし作業場を隣接する場所で探していたところ、当社の隣接地である申請地が見つかりました。今回の申請にて申請地を借り受け、車両置場を設置する計画です。</p> <p>(3 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は主に飲食店業を営む法人であり、名古屋市内で飲食店を 2 店舗経営しております。法人代表の親族が愛西市内で酪農業を営んでいますが、牛乳の消費量を増やすため、自家加工の乳製品を提供する喫茶店の経営を計画しました。計画を進めるため、適地を探していたところ、閉店中の喫茶店を見つけました。ただし、物件が所有する駐車スペースが非常に狭く、従業員駐車場の確保も難しい状況です。また、県道に隣接するため交通量も多く、スムーズな車の出入りを確保するためには、駐車スペースの拡張は必須と考えました。以上の理由により、新たな駐車場が設置できるスペースを隣接する場所で探していたところ、物件の隣接地である申請地が見つかりました。今回の申請にて申請地を借り受け、駐車場を設置する計画です。</p> <p>(4 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は津島市内で肥料、園芸、米穀の販売等を営んでおります。申請地に隣接する申請者が所有する倉庫は敷地ギリギリに建設されており、経年により柵板が傾き出したため、急遽、申請地を埋め立て、補強しました。埋め立て後は果樹を植え、利用しておりましたが、倉庫の維持管理と、不足するパレット置場及び駐車場の必要性から敷地拡大の計画を立てました。今回の申請にて申請地を借り受け、駐車場およびパレット置場を設置する計画です。</p> <p>(5 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、住所地にて生活しておりますが、現在居住している土地建物を、妹が相続することになり、明け渡すことになりました。申請者夫婦は自己所有地がないため、生活に適した物件を探しましたが、なかなか条件にあう物件が見つかりませんでした。そんな現状から建築をあきらめかけていたところ、申請者の実家近くである申請地の紹介を受けました。そこで現在のアパートを手狭に感じている長女夫婦との二世帯住宅を建築する計画となりました。今般の申請にて申請地を買い受け、分家住宅を建築する計画です。</p>

事務局	<p>(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、住所地の賃貸住宅にて申請者夫婦と子供の3人で生活しています。子どもが成長していくと家財も増え、手狭になることから、自己用住宅を建築する計画を立てました。申請者夫婦は自己所有地がないため、生活に適した物件を探しましたが、なかなか条件にあう物件が見つかりませんでした。そんな折、申請者の両親と姉夫婦が住宅を建築する計画となりました。1軒としては大きすぎる敷地を半分ずつにして、隣に申請者の住宅を建築する計画となりました。今般の申請にて申請地を買い受け、分家住宅を建築する計画です。</p> <p>(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者である法人は、昭和54年に大阪市で設立され、合板の製造加工を中心に事業を展開しております。愛知県の拠点も申請地の隣接地に設け業務を開始しております。しかし既存の土地建物だけでは非常に狭く、資材等を置く場所も不足しており、搬出入の面で十分なスペースが取れず安全面で問題があります。また、従業員や来客用の駐車場も不足しております。そのため、近隣にて土地を探し、検討したところ申請地の所有者の方との話がまとまりました。今般の申請にて申請地を買い受け、資材置場及び駐車場を設置する計画です。</p> <p>(8番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者夫婦は、転勤の多い夫と住所を移動してきましたが、子どもの騒音等を考え、令和2年より妻と子どもは名古屋市の実家から両親の実家に引っ越しをして暮らしております。子どもが成長していくと家財も増え、手狭になることから、自己用住宅を建築する計画を立てました。申請者夫婦は自己所有地がないため、生活に適した物件を探しましたが、なかなか条件にあう物件が見つかりませんでした。そんな現状から建築をあきらめかけていたところ、実家に近い申請地の紹介を受けました。今般の申請にて申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。</p> <p>以上、7件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案番号 2番から8番 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
浅井委員	<p>議案番号7番について、申請地北側の建物が申請地へ越境しているように見えるがどうなのか。</p>
事務局	<p>現地確認を行い、越境していないことを確認しております。</p>
会長	<p>その他、宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請7件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>

<p>会長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、決定第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1番から29番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明)</p> <p>決定第12号の農地利用集積につきましては、件数も多いため、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から29番、全体筆数は108筆、面積は115,920㎡です1番から25番までは愛知県農業振興基金が一次借受人となっています。耕作人として、22名の方々が借り受けております。その他26番から29番までは相対の利用権で2名の方が借り受けております。耕作人として、25名の方々が借り受けております。内容につきましては、作物は 水稲、レンコン、野菜です。愛知県知事同意は令和5年3月3日、愛知県農業振興基金同意は令和5年3月3日、公告年月日は令和5年3月31日、契約開始年月日は令和5年4月1日 となっております。権利の内容は、賃貸借権、使用貸借権でございます。</p> <p>以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。</p> <p>なお、この事案につきましては農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件をすべて、満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より決定第12号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p>
<p>会長</p>	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。</p> <p>全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 4件 について事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から13番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、13件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 1番から5番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番から2番の願出者住所氏名・所在地、地目、面積、事由、現地確認年月日、証明年月日を朗読説明) 以上、2件の届出を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて申請書類及び現地を確認し、証明させていただきました。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、専決報告 4件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>
会長	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 1件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から13番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、13件の合意解約を受付いたしました。</p>
会長	<p>只今、報告 1件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>
会長	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p>

会長	<p>それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p> <p>これをもちまして、3月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前9時20分)</p>
----	---

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和5年3月20日

会 長 渥 美 誠

議事録署名者

議席番号 8番委員

加 藤 博 由

議事録署名者

議席番号 9番委員

伊 藤 里 海